

6 犬及びねこの譲渡促進と引き取りの見直し

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
23	C	<p>(2)引取りを行った犬及びねこについての譲渡への取り組み。</p> <p>「定点引取りをしている場所を利用し、定期的な譲渡会の実施」を追加すべき。</p>	<p>譲渡会の実施については、場所の確保、開催頻度、譲渡前講習会の実施等も含め、今後、具体的に検討していきたいと考えています。</p>
24	B	<p>(2)引取りを行った犬及びねこについての譲渡への取り組み</p> <p>定期的に譲渡会の開催を行うを追加すべき。</p>	<p>譲渡会については今後、具体的な施策の遂行の中で検討してまいります。</p>
25	B	<p>(3)動物愛護管理活動の拠点づくり</p> <p>具体的な拠点の活用を「総合的に検討していく」を、「推進計画期間中に実行していく」に変更すべき。 愛護センターの設置を望む</p>	<p>動物愛護センターの設置については、策定検討委員会の中でも十分議論したところです。</p> <p>計画の進捗状況を踏まえ、拠点づくりとその活用について検討してまいります。</p>
26	E	<p>(3)動物愛護管理活動の拠点づくり</p> <p>センターの目的を殺処分場からシェルターへ転換を行い、センターへの持ち込み数の減少や譲渡を中心とし、生活支援犬・セラピーアニマル(カウンセリングアニマル)・模範犬(学校などでのデモンストレーション)という特定教育を受けさせる。</p>	<p>今後の施策を考えていく上での貴重な意見とさせていただきます。</p>
27	D	<p>(4)定点引取りの縮小化</p> <p>「定点引取りは、廃止する」に変更すべき。</p>	<p>犬及びねこの引取りについては、その場所を指定できるよう法に定められておりますが、同時に指定にあたっては住民の便宜についても考慮するよう環境省の告示に定めてあります。</p> <p>定点の見直しについては、この点も考慮しながら市町とも協議の上、進めていく予定です。</p>

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
28	E	(5)引取り手数料の設定 引き取り有料制度について、引き取りの費用を徴収する場合、引き取り費用に関しましては十分に考察していただきたい。	引取り手数料の設定については、既 に実施している自治体の例を参考にし ながら検討していくこととしております。
29	D	保健所・愛護センター等に引き取 られた犬・猫の取扱において、一般 飼養者への譲渡と共にアニマルセラ ピーに適した動物の選別を行うよう にする。	譲渡については家庭動物として適正 のある動物を供する必要があります。 セラピーに適しているかどうかは、 時間をかけて判断する必要があり、譲 渡時点では困難だと考えてます。
30	E	「炭酸ガスを用いて」とあるが、全く 「安楽」な死なせ方ではありません！ ここは窒息死させるとはっきり言う か、できなくても「安楽」は失くすべき だと思います。	動物の処分方法については「動物 の殺処分方法に関する指針」に示して あり、「殺処分動物の殺処分方法は、 化学的又は物理的方法により、できる 限り殺処分動物に苦痛を与えない方 法を用いて当該動物を意識の喪失状 態にし、心機能又は肺機能を非可逆 的に停止させる方法によるほか、社会 的に容認されている通常の方法による こと。」と定めてあり、炭酸ガスによる 処分方法もこれに該当すると考えてい ます。
31	B	動物愛護管理活動の拠点づくりと しては、県内に1カ所の大きな愛護 センターを設けるよりは、小規模でも 地域住民が利用しやすく交通の便の よい場所に複数箇所を設けて、地域 に開かれた拠点づくりを検討するこ と。	今後の施策を考えていく上での貴重 な意見とさせていただきます。
32	E	一度でもペットを虐待したり、捨て たりした人には動物を飼う資格を与 えないようにする。	動物の遺棄や虐待については法違 反であり、飼い主への適正飼養管理 の徹底に努めていきたいと考えていま す。